

宿泊税先行団体の課税要件等について

宿泊税の具体的な制度内容の検討にあたり、先行団体（導入済及び施行予定（総務大臣同意済））における課税要件等を調査したもの。

1 調査対象

24 団体（導入済 12 団体、施行予定 12 団体）

区 分	団体数	団体名（施行日又は施行予定日）
導入済	12 （3 都府県 9 市町）	東京都（H14. 10）、大阪府（H29. 1）、京都市（H30. 10）、 金沢市（H31. 4）、福岡県・福岡市・北九州市（R2. 4）、 倶知安町（R1. 11）、長崎市（R5. 4）、ニセコ町（R6. 11）、 常滑市（R7. 1）、熱海市（R7. 4）
施行予定 （総務大臣同意済）	12 （2 県 10 市村）	赤井川村（R7. 11）、高山市・下呂市（R7. 10）、 松江市（R7. 12）、宮城県・仙台市（R8. 1）、広島県（R8. 4）、 札幌市・小樽市・釧路市・北見市・網走市（R8. 4）

2 課税要件等

項 目 （課税要件等）	内 容
課税客体	担税力を推進させる一定の物件、行為、事実
課税標準	税率をあてはめる前の金額、価格、数量など
納税義務者	税法が定める課税要件を備え、納税義務を負うことになる者
徴収方法	普通徴収：納税通知書を納税者に交付することによって地方税を徴収すること。 特別徴収：地方団体が地方税の徴収について便宜を有する者に徴収させ、かつその徴収すべき税金を納入させること。
税 率	課税標準に対する税額の割合
非課税事項 （課税免除等）	課税免除：公益上その他の事由により地方団体にとって課税することが不適當であると認められる場合には、条例により課税しないことができること。 免税点：課税標準の額が一定の金額又は数量に満たないものについて、課税をしないこととされている場合のその一定の金額又は数量のこと。
課税を行う期間	社会経済情勢の変化に伴う国の経済政策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適當であること。
その他	税收の使途、収入見込額（初年度・平年度）、徴収費用見込額

※課税要件：納税義務が成立するために必要とされる要件

3 調査結果

(1) 課税客体

課税客体については、全ての団体が宿泊施設への宿泊行為としており、宿泊施設の定義は、東京都を除く全ての団体が旅館業法に基づく「ホテル」、「旅館」のほか、「簡易宿所」や「民泊施設」を対象としていた。

課税客体	団体数	団体名
・旅館業法(ホテル・旅館)	1	東京都
・旅館業法(ホテル・旅館・簡易宿所) ・住宅宿泊事業法(民泊)	19	京都市、金沢市、倶知安町、福岡市、長崎市、 二セコ町、常滑市、熱海市、赤井川村、高山市、 下呂市、松江市、仙台市、広島県、札幌市、 小樽市、釧路市、北見市、網走市
・旅館業法(ホテル・旅館・簡易宿所) ・住宅宿泊事業法(民泊) ・国家戦略特別区域法(民泊)	4	大阪府、福岡県、北九州市、宮城県

※簡易宿所：宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のもの。

民泊施設：旅館業の営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であって、人を宿泊させる日数が1年間で180日（泊）を超えないもの。

(2) 課税標準及び納税義務者

課税標準については、倶知安町の「1人、1部屋又は1棟の宿泊料金」を除く全ての団体が「宿泊施設への宿泊数」としていた。

また、納税義務者については、全ての団体が「宿泊施設への宿泊者」としていた。

課税標準	団体数	団体名
宿泊施設への宿泊料金	1	倶知安町
宿泊施設への宿泊数	23	東京都、大阪府、京都市、金沢市、福岡県、 福岡市、北九州市、長崎市、二セコ町、常滑市、 熱海市、赤井川村、高山市、下呂市、松江市、 宮城県、仙台市、広島県、札幌市、小樽市、 釧路市、北見市、網走市
納税義務者	団体数	団体名
宿泊施設への宿泊者	24	全団体

(3) 徴収方法

徴収方法については、全ての団体が宿泊事業者等を特別徴収義務者とし、宿泊事業者等が宿泊者から宿泊税を徴収して自治体に納入する「特別徴収」方式としていた。

なお、申告期限については、全ての団体が毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を申告納入（一定の要件を満たす場合、3か月分をまとめて納入）するものとしていた。

徴収方法	団体数	団体名
特別徴収	24	全団体

(4) 税率

税率については、倶知安町の「定率制」を除く全ての団体が「定額制」としていた。なお、「定額制」の中でも宿泊料金によって税額が変わらない「一律定額制」と、宿泊料金の幅に応じて税額が変わる「段階的定額制」がそれぞれ半数程度となっていた。

税額については、税収額に大きく影響するため、各団体の実情や考え方に基づいた税額設定を行っており、100円から2,000円の間で設定されていた。

税 率	団体数	団体名
一律定額制 ※100円～300円	12	福岡県、北九州市、常滑市、熱海市、松江市、宮城県、仙台市、広島県、小樽市、釧路市、北見市、網走市
段階的定額制 ※100円～2,000円	11	東京都、大阪府、京都市、金沢市、福岡市、長崎市、二セコ町、赤井川村、高山市、下呂市、札幌市
定率制 ※宿泊料金の2%	1	倶知安町

(5) 非課税事項（課税免除等）

課税免除については、18団体が「修学旅行等学校行事」や、「その他行事」、「12歳未満」等を課税免除の対象としていた。

また、免税点については、8団体が低価格帯の宿泊者の負担軽減等の観点から5千円から1万円未満の間で免税点を設定していたが、それ以外の団体は税の公平性等の観点から免税点を設定していなかった。

主な課税免除	団体数	団体名
・修学旅行等学校行事参加者 及び引率者	13	大阪府、京都市、二セコ町、赤井川村、宮城県、仙台市、松江市、広島県、札幌市、小樽市、釧路市、北見市、網走市
・修学旅行等学校行事参加者 及び引率者 ・その他行事	2	倶知安町（職場体験）、長崎市（部活動等大会）、
・修学旅行等学校行事参加者 及び引率者 ・12歳未満	3	熱海市、高山市、下呂市
なし	6	東京都、金沢市、福岡県、福岡市、北九州市、常滑市

※条例の規定に関わらず、外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、ウィーン条約に基づき相互主義の観点から宿泊税を課さないこととなっている。

免税点	団体数	団体名
あり	8	東京都（1万円未満）、大阪府（7千円未満）、金沢市（5千円未満）、赤井川村（8千円未満）、宮城県（6千円未満）、仙台市（6千円未満）、松江市（5千円未満）、広島県（6千円未満）
なし	16	京都市、倶知安町、福岡県、福岡市、北九州市、長崎市、ニセコ町、常滑市、熱海市、高山市、下呂市、札幌市、小樽市、釧路市、北見市、網走市

(6) 課税を行う期間

課税を行う期間（見直し期間）については、原則として、一定の課税を行う期間を定めるものとされており、14団体が「条例制定後5年毎」、9団体が「条例施行後3年、その後5年毎」となっていた。

課税期間（見直し期間）	団体数	団体名
条例制定後5年毎	14	東京都、大阪府、京都市、金沢市、倶知安町、ニセコ町、熱海市、赤井川村、広島県、札幌市、小樽市、釧路市、北見市、網走市
条例制定後3年、その後5年毎	9	福岡県、福岡市、北九州市、常滑市、高山市、下呂市、宮城県、仙台市、松江市
条例制定後3年毎	1	長崎市

(7) その他（税収の使途）

税収の使途・目的については、21団体が「魅力の向上」や「観光の振興」を掲げており、それ以外には、「受入環境の整備（充実）」や「情報発信」のほか、「地域経済の発展（2団体）」、「住民生活との調和（2団体）」等、各団体に応じた多様な使途が掲げられていた。

税収の使途	団体数	団体名
魅力の向上	21	東京都、大阪府、京都市、金沢市、倶知安町、福岡県、福岡市、北九州市、長崎市、ニセコ町、常滑市、熱海市、赤井川村、下呂市、宮城県、仙台市、広島県、札幌市、釧路市、北見市、網走市
観光の振興	20	東京都、大阪府、京都市、金沢市、倶知安町、福岡県、福岡市、北九州市、長崎市、ニセコ町、熱海市、赤井川村、下呂市、宮城県、広島県、札幌市、小樽市、釧路市、北見市、網走市
受入環境の整備（充実）	14	福岡県、福岡市、北九州市、常滑市、熱海市、下呂市、松江市、宮城県、仙台市、広島県、小樽市、釧路市、北見市、網走市
情報発信	5	北九州市、常滑市、熱海市、下呂市、釧路市

※上記項目を使途に明記した団体数となっているため、団体に重複あり

(8) 特別徴収事務交付金

宿泊事業者等を特別徴収義務者として指定した場合、徴収にかかる新たな事務負担や経費負担を課すことになるため、全ての団体が宿泊税の納入額に応じて交付金等を支給する制度の実施や検討を行っていた。

特別徴収事務交付金		団体数	団体名
納期内納入額の 2.5%	特例有 +0.5%	14	東京都、大阪府、京都市、金沢市、倶知安町、福岡県、福岡市、北九州市、熱海市、下呂市、宮城県、仙台市、松江市、広島県
	特例無	3	長崎市、常滑市、赤井川村
納期内納入額の 3.0%		1	高山市
納期内納入額の 5.0%		1	ニセコ町
制度未定		5	札幌市、小樽市、釧路市、北見市、網走市

(9) システム整備費補助金

上記特別徴収事務交付金のほか、10 団体が宿泊税導入に係る新たなシステム等の整備、改修に係る経費負担に配慮し、システム整備費等に係る補助金を交付する制度を導入していた。

システム整備費補助金		団体数	団体名
補助率 1/2（上限有）		3	長崎市（50 万円）、熱海市（50 万円）、松江市（25 万円）
補助率 1/1	上限有	5	常滑市（50 万円）、高山市（100 万円）、宮城県・仙台市（150 万円）、広島県（200 万円）
	上限無	1	下呂市
その他		1	ニセコ町（※施設規模に応じて交付金を交付）
なし		9	東京都、大阪府、京都市、金沢市、倶知安町、福岡県、福岡市、北九州市、赤井川村
制度未定		5	札幌市、小樽市、釧路市、北見市、網走市

※【補助対象経費（例）】

- ・宿泊税導入に伴い発生する既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入

【補助対象外経費（例）】

- ・クラウドの月額、年額使用料や保守料及びリース、レンタル契約の機器
- ・公租公課（消費税）、人件費等
- ・交付決定前に開始した事業の経費